



マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

— 平成27年10月からマイナンバー(個人番号)が通知されます —

問 総合窓口課 ☎内線1624、1625



平成28年1月から、**社会保障、税、災害対策の行政手続**でマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野のうち法律で定められた行政手続のみ使用します。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

災害対策

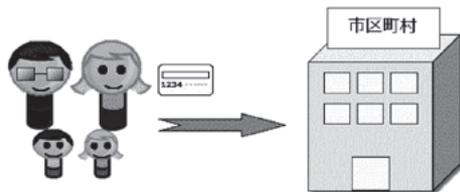
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など



マイナンバーは次のような場面で使います。

皆さんは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。

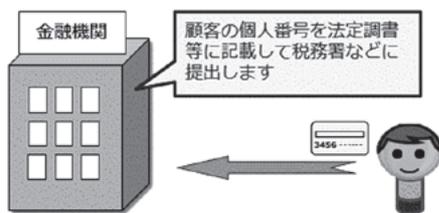
毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します



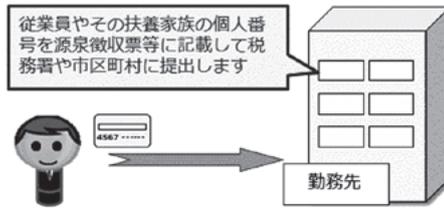
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します



※内閣官房ホームページマイナちゃんのマイナンバー解説より抜粋および編集・加工しています。

詳しくは ◆マイナンバーホームページ(「マイナンバー」で検索)

◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(受付時間：平日午前9時30分～午後5時30分)